

(仮称) 交流施設設計業務委託
入札参加資格審査 (技術審査基準) 資料作成要領

1 審査の基準

参加資格審査資料の審査項目、審査の着目点及び審査点は次のとおりとする。

審査項目	審査の着目点		審査点
事務所の経験及び 能力	資格要件	<p style="text-align: center;">(第5号様式)</p> <p>所属する一級建築士の人数を次の順位で評価する。</p> <p>①所属している一級建築士が4人以上いる。 ②所属している一級建築士が2人又は3人いる。 ③所属している一級建築士が1人いる。</p>	<p>①10点 ②5点 ③0点</p>
	専門技術力	<p style="text-align: center;">(第2号様式、第3号様式)</p> <p>平成19年4月1日以降に完了、引き渡し済みの同種又は類似の設計業務の施行実績を次の順位で評価する。</p> <p>①同種業務の施行実績がある。 ②類似業務の施行実績がある。</p>	<p>①10点 ②5点</p>
配置予定技術者 (担当技術者) の 経験及び能力	専門技術力	<p style="text-align: center;">(第4号様式)</p> <p>配置予定技術者(担当技術者)が担当技術者として実施した、平成19年4月1日以降に完了、引き渡し済みの同種又は類似の設計業務の施行実績を次の順位で評価する。</p> <p>①同種業務の施行実績がある。 ②類似業務の施行実績がある。 ③同種又は類似業務の施行実績がない。</p>	<p>①10点 ②5点 ③0点</p>
地域貢献度		<p style="text-align: center;">(第6号様式)</p> <p>山梨県知事より認定された「山梨県被災建築物応急危険度判定士登録証」を保有している建築士数を次の順位で評価する。</p> <p>①3人以上 ②1人又は2人 ③該当なし</p>	<p>①5点 ②2点 ③0点</p>

2 一級建築士の雇用状況（第5号様式）

- (1) 一級建築士事務所に告示日において所属する一級建築士の資格を有する者を記載すること。
- (2) 一級建築士を証明する資料として、一級建築士免許証の写しを提出すること。一級建築士免許証の写しがない場合は、資格として認めない。

3 同種業務等の実績（第2号様式、第3号様式）

次に示す同種又は類似業務の施行実績を第2号様式及び第3号様式に記載すること。
(いずれも、元請けとして平成19年4月1日以降に完了、引き渡し済みの設計委託業務の実績とする。)

(1) 同種又は類似業務の定義

I. 同種業務

- ・用途 「文化・交流・公益施設（H31国交告98号第12類型）」の新築、増築又は改築の設計業務
- ・構造 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・延床面積 1,000㎡以上（増築の場合は増築部分の面積とする。）

II. 類似業務

- ・用途 「福祉・厚生施設（H31国交告98号第11類型）」又は「公共施設」の新築、増築又は改築の設計業務
- ・構造 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・延床面積 1,000㎡以上（増築の場合は増築部分の面積とする。）

- (2) 平成19年4月1日以降に完了、引き渡し済みの「I」に示す同種業務の施行実績がある場合は、この実績を記載すること。これがない場合は、「II」に示す類似業務の施行実績を記載すること。

- (3) 施行実績として記載する発注機関は、甲府市、山梨県、国機関、都道府県、政令指定都市、公団等、独立行政法人等、別紙「発注機関一覧表」を参考とする。

- (4) 施行実績を証明する資料として、契約書等の写し（設計業務名、発注機関、施行期間、受注形態、用途、構造及び規模が確認できるもの。）を添付すること。契約書等の写しがない実績については、実績として認めない。

4 配置予定技術者（担当技術者）の実績（第4号様式）

担当技術者に関して、次に示す同種又は類似業務の施行実績を第4号様式に記載すること。（いずれも、元請けとして平成19年4月1日以降に完了、引き渡し済みの設計委託業務の実績とする。）

(1) 同種又は類似業務の定義

I. 同種業務

- ・用途 「文化・交流・公益施設（H31国交告98号第12類型）」の新築、増築又は改築の設計業務

- ・構造 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・延床面積 300㎡以上（増築の場合は増築部分の面積とする。）

II. 類似業務

- ・用途 「福祉・厚生施設（H31 国交告 98 号第 11 類型）」又は「公共施設」の新築、増築又は改築の設計業務
- ・構造 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・延床面積 300㎡以上（増築の場合は増築部分の面積とする。）

(2) 平成19年4月1日以降に完了、引き渡し済みの「I」に示す同種業務の施行実績がある場合は、この実績を記載すること。これがない場合は、「II」に示す類似業務の施行実績を記載すること。

(3) 施行実績として記載する発注機関は、甲府市、山梨県、国機関、都道府県、政令指定都市、公団等、独立行政法人等、別紙「発注機関一覧表」を参考とする。

(4) 施行実績を証明する資料として、契約書等の写し（設計業務名、発注機関、施行期間、受注形態、用途、構造及び規模が確認できるもの。）及び携わった立場が確認できる書類の写し（管理技術者及び担当技術者届出書等）を添付すること。契約書等の写しがない実績については、実績として認めない。

5 地域貢献度（応急危険度判定士の有無）（第6号様式）

(1) 応急危険度判定士の数を評価するので、第6号様式に記載すること。

(2) 応急危険度判定士の証明として、応急危険度判定士登録証の写しを添付すること。応急危険度判定士登録証の写しがない場合は、資格として認めない。

6 一級建築士事務所登録通知書の写し

(1) 建築士法第23条の3第1項の規定により一級建築士事務所登録簿に搭載された者であることを証明する資料として、山梨県知事から送付された通知の写しを添付すること。

(2) 前項の通知文にある登録有効期限は、本告示日が含まれること。また、現在更新の手続きをしている者は、その手続き中の書類の写しを提出すること。

7 資料提出にあたっての留意事項

入札参加申請資料については、提出期限以降の差し替え、再提出は認めないので、公告等に示された事項を十分に確認してから提出すること。添付漏れの書類についても、提出期限以降の追加提出は認めない。

8 資料の記載方法等に関する問い合わせ先

甲府市まちづくり部まち整備室建築営繕課建築係
〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5862

発注機関一覧表

機関等	内 訳
甲府市	
山梨県	
国機関	国土交通省 内閣府 防衛省（庁） 農林水産省 文部科学省 その他中央省庁（環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他）
都道府県	山梨県以外の都道府県(政令指定都市を含む)
公団等	機関名称末尾に「公団」が付されている機関
独立行政法人	
市町村	
公営企業等	(地方公社を含む)
事業団等	環境事業団 日本下水道事業団 その他事業団等
民間等	高速道路株式会社 電力 ガス 電話会社 J R、私鉄、地下鉄 石油備蓄会社

注 1) 当分の間、各種公団等から民営化された各地域の株式会社の工事実績は公団の実績として扱う。

注 2) 事業団等とは、特定の政策的公共事業の実績を目的として、特別法に基づいて設立された特殊法人のこと。